

秩父市の イベント情報をお知らせします



第21回 秋の秩父ってんべえウォーキング

秩父ミュージックパークのイチョウ並木が色づき、紅葉だよりに心をさそわれる秩父路。そんな時期にぴったりなウォーキングイベントを開催します！

参加費無料のイベントとなります。ぜひご参加ください。

※小学生以下の参加は保護者または引率者の同伴が必要です。

と き 11月2日(出)

受付時間 9時～11時30分

距離 秩父ミュージックパークスカイロードコース約13km、秩父ミュージックパーク展望台コース約10km

スタート場所 西武秩父駅

ゴール場所 西武秩父駅

参加費 無料

共催 西武鉄道(株)

観光課 ☎25-5209



詳細は秩父観光ナビを
ご確認ください



西武鉄道ウォーキング&ハイキング
イベント開催情報



「吉田よいとこ祭」開催！

郷土芸能の披露やステージショー、文化展など、地域主体の子どもから大人まで楽しめる祭りを開催します。大勢の方のご来場をお待ちしております。

と き 11月4日(月・休)

10時～15時ごろ

ところ 吉田取方総合運動公園

内容 吉田の味や特産品を集めた各種出店、子ども遊びコーナー、創作和太鼓集団

「鬼太鼓座」によるステージショー

などを行います。

問 吉田よいとこ祭実行委員会

(吉田総合支所地域振興課)

☎72-6083



ちちぶ荒川新そばまつり

味覚の秋に開催する「ちちぶ荒川新そばまつり」で、紅葉の山々をバックに秋そばをご賞味ください。

と き 11月10日(日)10時～15時

ところ そば処ちちぶ花見の里

※西武秩父駅、武州中川駅、臨時駐車場(荒川総合運動公園)から会場まで無料シャトルバスを運行

内容 もりそば(数量限定)、特産品販売、アトラクションなど

問 荒川そばの里づくり連絡協議会

☎54-1059



秩父夜祭有料屋台観覧席「B席」の販売

秩父観光協会では、12月3日(火)秩父夜祭有料屋台観覧席「B席」の販売を次の事業者により行います。(3歳以上から有料。ただし、3歳未満でも席をご利用の場合は有料となります)

問 秩父観光協会 ☎21-2277

観覧席(1人分) 全席指定 3,000円

※お席の指定はできません。また、観覧席は位置により屋台や打上花火の観覧に差異が生じます。観覧席「A」「B」間で移動は可能ですが、指定席以外は後方での立ち見となります。

①店頭販売 200枚(1人最高4枚まで)なくなり次第終了(支払い方法は現金のみ)

〒368-8680 上町1-5-9

矢尾百貨店5階 矢尾トラベルサロン

☎22-6445

販売期間 10月24日(木)～31日(木)10時～18時30分

30日(水)は店休日

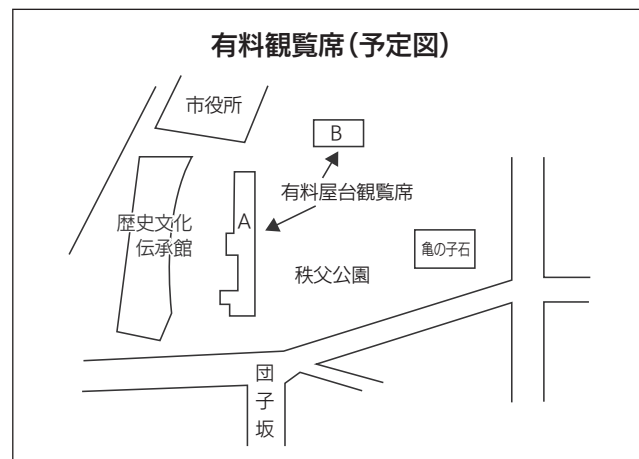
②はがき申し込み 100枚

通常はがきに、郵便番号、住所、氏名、電話番号、希望人数を明記し左記へお申し込みください。

申込期間 10月21日(月)～23日(水)消印のみ有効

29日(火)に抽選を行い、後日、当選者のみにお知らせします。

HP 「矢尾百貨店」で検索！



令和7年度学童保育室申し込みのご案内

市立学童保育室

入室基準 保護者の就労等により、放課後、児童の保育ができない場合

受付期間 10月10日(木)～12月5日(木)
8時30分～17時15分(土・日・祝日を除く)

申込書配布(10月～)および受付場所

学校教育課(歴史文化伝承館2階)、
吉田・荒川総合支所市民福祉課

利用時間 ①平日(月曜日から金曜日)
放課後～18時45分まで
②土曜日および長期休業日
(春季・夏季・冬季)
7時45分～18時45分まで

※家庭状況等の調査により入室の可否を決定し、令和7年1月下旬に通知します。

※来年度新入学となる児童には、就学時検診の際に申込書を配布します。

入室決定は先着順ではありません。なお、基準を満たしていても各学童保育室の入所状況により、入所できない場合もあります。

☎学校教育課 ☎25-5228



私立学童保育施設

私立の学童保育施設でも利用申し込みを受け付けています。詳しくは直接、各施設へお問い合わせください。

施設名	ところ	電話番号
原谷学童クラブ	大野原2966	☎23-0774
かみたのキッズクラブ	荒川上田野994-15	☎54-0062
大畑アフタースクール	大畑町4-64	☎24-8221
寺子屋十三番(本園)	下宮地町17-6	☎22-1385
寺子屋十三番(分園)	東町26-7	☎26-7750
こもれびキッズクラブ	上影森130-6	☎26-7991

秩父市立久那幼稚園閉園のお知らせ

昭和45年4月に開園した秩父市立久那幼稚園が令和7年3月をもちまして閉園となります。

なお、閉園に伴い園舎の記念公開等を予定しております。詳細が決まりましたら、改めて市報等でお知らせさせていただきます。

☎学校教育課 ☎25-5228

秩父市避難行動要支援者名簿を作成しています

市では、秩父市地域防災計画のもと、避難行動要支援者名簿を作成しています。災害時における安否確認や避難支援などの必要な支援を受けられるように、対象となる方には、6月に郵送で通知させていただきました。なお、既に同意書を提出していただいた方にはお送りしていません。

避難行動要支援者名簿とは

避難行動要支援者(災害時に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方)と認められた方の名簿です。名簿情報は、原則1年に一度更新します。

対象

次に該当する在宅で生活されている方が対象となります。

①身体障害者手帳1級または2級を所持する方(ただし、障害の部位が肢体不自由・視覚障害・聴覚障害に限ります)

②療育手帳④・Aを所持する方

③精神保健福祉手帳1級を所持する方

④要介護認定3～5を受けている方

⑤前号に掲げるものに準ずる状態にある難病患者

⑥その他避難支援などを希望し、市長が支援の必要を認めた方

※①～⑤の名簿対象者に該当しない場合でも、避難支援などを希望し、「秩父市避難行動要支援者名簿」への登録を申請すれば、避難支援等関係者へ情報提供を行います。

避難支援等関係者

市で作成する避難行動要支援者名簿の提供を受け、避難支援等の実施に携わる関係者を指します。秩父市地域防災計画では、次の方々を避難支援等関係者としています。

秩父消防本部、秩父市消防団、秩父警察署、小鹿野警察署、民生委員・児童委員、秩父市社会福祉協議会、自主防災組織(町会)

☎社会福祉課 ☎25-5204



誰もがスマホを使えるまちを目指して

シニア世代スマホ購入応援補助金

世代間の情報格差を解消するため、スマートフォン（スマホ）を購入するシニア世代の方を対象に「シニア世代スマホ購入応援補助金」を交付しています。

対象 次の要件を全て満たす方

- ・本市に住民登録のある方
 - ・令和7年3月31日までに60歳以上となる方（昭和40年4月1日以前に生まれた方）
 - ・非営利かつ自ら使用するために、マイナンバーカードの読み取り機能（NFC認証機能）があるスマホを購入した方
 - ・購入したスマホに、秩父市公式LINEアカウントへの登録（友だち追加）と「ちちぶ安心・安全メール」の配信登録をしている方
 - ・市税等の滞納がない方（本人および同一世帯の方）
- ※現にマイナンバーカードの読み取り機能（NFC認証機能）があるスマホを所持している方は本事業の対象外です。

補助対象となるスマホ

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、市内の販売店舗において購入したスマホ（新品・中古どちらでも可、通信事業者とデータ通信契約をしているスマホが補助対象）

補助金の額

スマホ本体の購入経費で、上限は3万円（1,000円未満の端数は切り捨て）
※補助対象とするスマホの台数は、1人につき1台限りです。

補助金の申請

シニア世代スマホ購入応援補助金交付申請書兼請求書に必要な書類（領収書の写し等）を添えて、令和7年3月31日(月)までに、改革推進課または吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課へ。
※交付申請書兼請求書の用紙は申請先に用意してあるほか、市HPに掲載しています。
※過去に、本事業の補助金の交付を受けた方は対象外です。
※予算の上限に達し次第、本事業は終了となります。
※ご不明な点は、改革推進課までお問い合わせください。

申・問改革推進課 ☎ 22-2202

国民年金保険料は口座振替での納付がお得です

国民年金保険料の納付期限は翌月末ですが、当月末に口座振替することを「早割」といいます。早割は月60円（年間720円）割引されます。現金で納付する場合は、当月末までに納付をしても割引はありません。

また、6か月分、1年分、2年分をまとめて前納することも可能で、さらに割引があります。（※口座振

スマホ教室・スマホなんでも相談会（無料）

①スマホ教室（60歳以上の方）

※申し込み必要

3日間の講習で、スマホ本体の機能・LINE・グーグルマップなどについて学びます（10月開催のスマホ教室と同じ内容）。

※12月開催のスマホ教室（本庁舎2階）は、スマホ本体の機能・LINE・QRコード決済などについて学びます。

対象 3日間を通じて参加できる方

定員 20人（募集人数を超えた場合は抽選）

申10月25日(金)まで

②スマホなんでも相談会（年齢制限なし）

※申し込み不要

スマホ（パソコン・タブレットも可）に関することならどんなことでも相談できます。スマホ教室に参加された方も大歓迎！

※スマホやパソコン・タブレットは、各自でご持参ください。

問改革推進課 ☎ 22-2202

とき	ところ	①スマホ教室 (3日間の講習) ※申し込み必要	②スマホなんでも相談会 ※申し込み不要
11月6日(水)	本庁舎2階 (市民会館2階) 会議室2	10時～12時	14時～16時
〃 13日(水)			
〃 20日(水)			
とき	ところ	②スマホなんでも相談会 ※申し込み不要	
11月8日(金)	本庁舎2階 (市民会館2階) 会議室2	10時～12時 14時～16時	
〃 15日(金)			
〃 22日(金)			



替による前納の申し込みには提出期限があります。お申し込み前に必ず確認してください

詳しくは市役所、または秩父年金事務所までお問い合わせください。

問秩父年金事務所 ☎ 27-6560

保険年金課国民年金担当 ☎ 25-5201

各総合支所市民福祉課 吉田 ☎ 72-6082

大滝 ☎ 55-0863 荒川 ☎ 54-2395

あべにーる～未来～

いきいき市民フォーラム 「認知症とともに歩むという事 一町田ほほえみ街道をゆくーPart2」

今回は昨年度好評いただいたことから、東京都町田市で認知症と診断された人々とともに活動をされている一般社団法人Dフレンズ町田代表理事松本礼子さんを引き続きお迎えするとともに、実際に活動に参加している当事者の方をお迎えし、これまでの活動や認知症とともに歩むということについて、お互いを大切に、尊重し合う男女共同参画の視点を交えてお話をさせていただきます。

とき 11月18日(月) 13時30分開演 (13時開場)
ところ 福祉女性会館 集会室
講師 松本 礼子 氏
定員 100人
参加費 無料

※駐車台数には限りがありますので、なるべく乗り合わせでのご来場をお願いします。

☎市民生活課 ☎26-1133



出典：世田谷区認知症在宅生活サポートセンター

クマに注意！！

最近、クマの目撃情報が多く寄せられています。近隣の自治体では、人身被害も発生しています。



これからの時期も冬眠に備えるため、多くのエサを求めて行動が活発になることが予想されます。外出する際は、十分注意してください。

また、クマを目撃した場合は、秩父市役所生活衛生課（総合支所管内は、各総合支所地域振興課）または秩父警察署まで連絡をお願いします。

なお、クマの目撃情報、クマを寄せ付けない対策、クマに遭遇してしまった場合の対応等については、市HPをご覧ください。お問い合わせください。

☎生活衛生課 ☎25-5202

各総合支所地域振興課 吉田 ☎72-6083

大滝 ☎55-0861 荒川 ☎54-2114

秩父警察署 ☎24-0110

ちちぶエフエムで秩父市の情報を発信中！

秩父市インフォメーション

毎日7時55分から3～5分間

○FMの79.0MHzにチューニング！

○スマートフォンでも、

「FMプラプラちちぶエフエム」から！



消費生活センターからのお知らせ

新手の被害多発！

屋根の無料点検後、「このままでは危険」などと不安がらせ、不要な工事契約を勧める被害が全国的に多発していましたが、法律違反をした事業者への業務改善指導や行政処分により相談件数は減少傾向にあります。

ところが、新手の相談が寄せられるようになりました。

事例1 「法律が変わり行政の指示で分電盤を点検している。家に伺いたい」と電話があった。来訪した事業者は「分電盤がかなり古い。交換しておかないと危険」と言われ、交換工事代30万円を請求された。

家庭用電気設備は、電力会社に4年に1回以上の調査が義務付けられており、電力会社から委託された電気保安協会などの登録調査機関が訪問し、無料で調査を行っています。調査時に機器の修理や交換は行いませんが、交換が必要と指摘された場合は、消費者から工事資格を持った事業者に依頼することになります。

事例2 「ガス給湯器の点検に来た」と言われ、契約しているガス会社の人と思いついて点検してもらった。

点検後、「製造から時間が経っている。交換しないと危険」と言われ、交換してもらったが、契約しているガス会社の人ではなかった。ガス設備も、ガス販売事業者に4年以内は1回以上の点検が義務付けられており、認定を受けたガス販売事業者またはその委託事業者が訪問し、無料で点検を行います。点検には立ち合いが必要ですが、日程調整が可能です。

調査・点検は事前に書面で案内があり、電話での連絡や突然の訪問はありません。

事例のように調査・点検とは関係のない事業者からの電話や突然の訪問により、交換しなければ危険と言われ、交換させられたという被害が寄せられています。

調査・点検を持ちかけられても安易に行わせないようにし、交換を勧められても鵜呑みにせず、本当に交換が必要かは契約先の事業者へ相談するようにしましょう。

正規の調査員は身分証明書を携帯・装着しています。



出典：消費者庁イラスト集より

秩父市消費生活センター

毎週月～金曜日（祝日はお休み）

9時～12時、13時～16時

☎25-15200